

# 国際協力銀行の環境配慮ガイドラインへの提言

- 国際協力銀行の環境ガイドライン統合に関する研究会 -

前回の討議、長瀬さん@地域自立発展研究所の意見等を下にした、大村の改訂意見。

## 1. はじめに

:

### 1.4 OECD 輸出信用グループの作業との関係

輸出信用に関しては、環境配慮に関する世界共通のアプローチの策定を目指し、OECDの輸出信用部会(ECG)が検討しているところである。本研究会は、同部会の作業にはとらわれず検討を行った。同部会には、規模が多様で、環境配慮に関する経験や対応能力も多様な機関が含まれることから、同部会の作業結果として得られる世界共通のアプローチは、現在の国際協力銀行の環境社会配慮と比較しても、より簡便なものとなることが予想される。国際協力銀行においては、OECD/ECGが示す世界共通のアプローチにとどまることなく、本報告書で示したような高い水準のガイドラインを作成すべきであり、さらに、ECG全体の水準を引き上げる牽引役となることを期待したい。

: 前回の前田課長の意見等に対応(書面コメント及び議事録による)

### 1.5 国際協力銀行の特性

研究会では、世界銀行グループが導入している手続や基準を取り入れられないか、かなりな検討を行ったが、これら機関と国際協力銀行とでは、組織の目的や位置づけの違いから、案件への関与時期と事業者等への支援の点で大きな違いがあることが認識された。すなわち、これらの機関は、開発援助機関として案件の準備段階から相手国政府や事業者等と密接に関与するとともに、資金面も含めた技術援助(TA)を通じて手厚い環境配慮のための支援を行っている。一方、国際協力銀行では、国際金融等業務では、民間等の事業者が準備を行い、銀行への融資を要請してから銀行の関与が始まるのであり、海外経済協力業務でも、開発案件の準備段階から関わり支援を行うことは難しいという点である。本提言は、このような国際協力銀行と世界銀行グループとの特性の違いを踏まえつつ、実施可能で、できる限り国際的水準といえるようなガイドラインとなるよう検討した結果である。

: 世銀とJBICの特性の違いを踏まえることに対応

:

### 3.4 「対象事業に求められる環境社会配慮」

:

具体的には、国際的な条約や協定、既存のガイドラインや国際機関等のガイドラインをベースに検討すると、ガイドラインに以下のような記述を設けることが適当である。なお、ガイドラインに掲げることは基本的なものであり、実施に際しては、具体的な手引きや基準等を設けるか、参照できるようにしておくことが必要であろう。

: 基本的なものであり、詳しいものが必要という意見に対応

1 3.5 「銀行による環境社会配慮のレビュー」

2 :

3 「銀行による環境社会配慮のレビュー」

4 (基本的事項)

- 5 ● 国際協力銀行は、融資等を行おうとする事業について、その環境社会配  
6 慮についてのレビュー(以降、環境レビューという)を行い、その結果  
7 を、銀行の融資等の意思決定に反映する。
- 8 ● 環境レビューでは、1)本ガイドラインに照らし、事前に適切かつ十分  
9 な環境社会配慮がなされているか、また、2)事業者や相手国政府の準  
10 備状況、経験、実施能力、資金の確保状況、外的不安定要因等に照らし、  
11 環境社会配慮が融資等の決定後も適切に実行されるかどうかを確認す  
12 る。

13 : 対策資金の確保が重要との意見に対応

14  
15 3.7.3 「カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書の要件」

16  
17 :

18 研究会では、カテゴリA案件として求めるべき環境アセスメントは、我が国の環境  
19 アセスメント制度や世界銀行のように、スコーピング時期とドラフト作成時の2度に  
20 渡る公開協議を必要条件とすべきとの意見があった。また、環境管理計画を含むべき  
21 とするなど世界銀行が求めるものと同様の内容とすべきとの意見があった。

22 これに対し、世界銀行等の国際開発金融機関は、案件の準備段階から相手国政府等  
23 と深く関わり、技術援助(TA)により環境アセスメントを支援していることに留意す  
24 べきであり、一方、国際協力銀行の融資案件への関与は、途上国等において当該国の  
25 環境アセスメント制度により環境アセスメントを既に終了している時点であることが  
26 多く、技術援助も極めて限られているため、全ての案件を対象として、相手国制度の  
27 要求以上のものを必須条件とすることは現実的ではないとの意見があった。

28 このような検討を経て、以下の案文では、公開協議は必須であるものとし、スコー  
29 ピング時期とドラフト作成時の2度にわたる協議等は、望ましい要件とした。

30 また、このような環境アセスメント報告書への要件については、事前に、途上国等  
31 に対し十分な理解を求める期間をおくなどの配慮が必要とであることが強調された。

32 要件としては以下のようなものが考えられる。

33 : 世銀とJBI Cの特性の違いを踏まえることに対応

34  
35 「カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書の要件」

- 36 ● 当該国に環境アセスメントの手續制度があり、当該事業がその対象とな  
37 る場合、当該事業の環境アセスメント報告書(制度によっては異なる名  
38 称の場合もある)は、当該手續を正式に終了し、相手国政府のオーソリ  
39 ティの承認を得たものでなければならない。
- 40 ● 環境アセスメント報告書は、事業が実施される国の公用語で書かれてい  
41 なければならない。また、環境アセスメント報告書の概要等は地域の人々  
42 が理解できる言語と様式で作成されねばならない。
- 43 ● 環境アセスメント報告書は、地域住民等も含め、相手国において公開さ

1 れており、地域住民等のステークホルダーがいつでも入手可能でなければ  
2 ならない。

- 3 ● 環境アセスメント報告書の作成に当たり、事前に十分な情報が公開され  
4 たうえで、地域住民等のステークホルダーと協議が行われていなければ  
5 ならない。なお、地域住民等のステークホルダー等と実質的な協議や合  
6 意形成がなされているかどうかについては国際協力銀行が環境レビュー  
7 の中において確認する。
- 8 ● 地域住民等のステークホルダーとの協議は、案件の準備期間・実施期間  
9 を通じて必要に応じて行われるべきであるが、特にスコーピング時とド  
10 ラフト作成時には住民等と協議が行われていることが望ましい。
- 11 ● カテゴリA案件の場合は、環境アセスメント報告書を国際協力銀行が公  
12 開してよいことが保証されていなければならない。
- 13 ● 環境アセスメント報告書には、別表に示す事項が記述されていることが  
14 望ましい。

### 15 16 3.8.2 情報公開の時期と内容

17 :  
18 なお、情報提供に基づく協議については、特に期限や手続を定めずとも国際協力銀  
19 行で、アドホックに対応することが可能であろうから、特段の記述は検討していない  
20 が、**国際協力銀行が、情報提供に基づく協議等に誠実に対応すべきことは当然である。**

21 : 協議に記述がないのは無責任という意見に対応

### 22 : 23 3.9 「意思決定、融資契約等への反映」

#### 24 3.9.1 意思決定、融資契約等への反映の基本的考え方

##### 25 : 26 「意思決定、融資契約等への反映」

- 27 ● 国際協力銀行は、環境レビューの結果をその融資等の意思決定に反映す  
28 る。国際協力銀行は、案件の環境社会配慮が適切ではないために、事業  
29 が環境・社会に望ましくない影響を与えると考える場合、融資等を行わ  
30 ないと意思決定することもあり得る。
- 31 ● 環境社会配慮を確実に借入人や事業実施者等が実施するために必要な場  
32 合、融資契約あるいはこれに付随する文書に環境社会配慮上の条件を明  
33 記する。
- 34 ● このような条件としては、以下のようなものを含みうる。

35 :  
36 なお、上の第1文の末尾が、「融資しないこともあり得る」としたのは、銀行の最  
37 終意思決定は法的に総裁の権限であることから、ガイドラインでは「融資しない」と  
38 の直接話法がとれないためであって、このような状況下で融資するという意思決定を  
39 行うことは想定していない。

40  
41 : 影響があるのに「融資することもあり得る」とは??という意見に対応  
42

1 3.10 モニタリング及びフォローアップ

2 :

3 3.10.5 モニタリングとフォローアップの記述

4 以上を踏まえ、ガイドラインでは、モニタリングとフォローアップについて、以下  
5 のような記述をおくことが重要である。

6  
7 「モニタリングとフォローアップ」

8 **(事業者によるモニタリングとフォローアップ)** ←サブタイトルの追加

- 9 ● 事業開始後において、事業者等が、予め予測が困難であった事態の発生  
10 の有無や、事前に計画された緩和策の実施状況及び効果等を把握し、そ  
11 の結果に基づき適切な対策をとること(以下、フォローアップも含め単  
12 にモニタリングという)が重要であることを銀行は認識する。
- 13 ● 効果を把握しつつ緩和対策を実施すべき案件など、事業者等による十分  
14 なモニタリングが適切な環境社会配慮に不可欠であると考えられる場合  
15 は、事業計画にモニタリング計画が含まれていること、及び、その計画  
16 の実行可能性を銀行は環境レビューで確認する。
- 17 ● カテゴリA、または、カテゴリBに分類される案件であって、借入人等  
18 から事業の進捗状況や完了に関する報告書等が提出される場合には、こ  
19 れらの報告書に環境社会配慮に関する事項(生じた影響及びその程度、  
20 予め計画された対策及び実施された対策、対策の結果に関する評価など)  
21 が述べられていなければならない。
- 22 ● 事業者によるモニタリング結果は、地域住民等ステークホルダーに公開  
23 されていることが望ましい。

24 **(銀行によるモニタリングとフォローアップ)** ←サブタイトルの追加

- 25 ● 事業者等が環境社会配慮を確実にしているか確認するために、銀行として  
26 もモニタリングを行うことが重要であると考えられる場合には、銀行と  
27 借入人等とで、モニタリングの方法について合意し、これを融資等の条  
28 件とするよう努める。なお、銀行によるモニタリングは、借入人等から  
29 特別な報告を求めること、銀行が自ら調査を実施することなど様々なも  
30 のを含む。
- 31 ● 第三者等から、環境社会配慮が十分ではないなどの具体的な指摘があっ  
32 た場合には、国際協力銀行は、その指摘を借入人に伝達するとともに、  
33 必要に応じて、借入人等を通じ事業者等による適切な対応を促す。事業  
34 者等が対応するに当たっては、透明でアカウンタブルなプロセスにより、  
35 問題の客観的な精査、対応策の検討、事業計画への反映がなされること  
36 の重要性を銀行は認識する。
- 37 ● 融資実施後、事業者等からの報告、銀行によるモニタリング等の結果、  
38 他からの情報提供等の情報に基づき、必要に応じ、銀行が環境社会配慮  
39 の実施状況等について確認するため、銀行は借入人等に対し、銀行が調  
40 査を行うことに対する協力を求めることがある。
- 41 ● これらの情報、この要請に対する借入人等の対応、あるいは、銀行が行  
42 った調査の結果に基づいて、環境社会配慮に関し事態の改善が必要であ  
43 ると判断した場合には、予め締結された貸付契約に基づき、銀行は借入  
44 人等に対し、適切な対応を要求すること、あるいは、融資の停止等の銀  
45 行側の措置を検討することがある。

1  
2 : 事業者と銀行のモニタリングが混同されがちであることに対応

3  
4 4 . 環境配慮ガイドラインの適切な実施・遵守の確保

5  
6 4.1 適切な実施・遵守の確保のための方策

7  
8 **遵守の確保等に係る専門部署の設置**

9 環境ガイドラインの遵守の確保や実施状況の評価に関しては、業務全般に係る政策  
10 評価やコンプライアンスの確保等についての実施方策、並びに、必要な組織・体制等  
11 と密接に関係するものであろう。銀行が、このような組織・体制を検討し整備するに  
12 際しては、環境配慮に関する遵守の確保及び実施状況の評価について対象とすると  
13 もに、専門性、独立性、**公平性、透明性**を確保したものとすべきである。

14 : コンプライアンスは情報公開すべきとの意見に対応

15 :  
16 **5 . おわりに** 「おわりに」も必要と思ったので...

17  
18 **最後になりましたが、研究会に貴重な意見や情報を寄せて頂いた方々、1年以上の**  
19 **長きに渡り、研究会の議事録作成等の事務面を支えて頂いた方々に、感謝いたします。**